

第5回

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会

「NPO 法人日本 ICD の会」の部分 ヒアリング項目の抜粋

○ 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策について

- ・ 運転免許の取得や更新の申請に際して、一定の症状等に関する申告を正しく行わなかった者に対する罰則を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい^(※)。

<現状等>

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられ、免許申請時等に、一定の病気等に係る病状申告欄の該当する症状にチェックを求めています。一定の病気等に起因する交通事故を起こした者の病状申告の状況を分析したところ、極めて申告率が低いことが判明しており、実効性が乏しいとの指摘があります。(別添1「一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点」をご参照ください。)

<回答欄>

ICD(デバイス患者)の代表として述べるのであれば罰則の整備は必要であるが、既に日本ICDの会と日本不整脈学会では運転を控えるべきでない患者は日々の全国での啓発活動の実施にて運転する患者は届けを出している。しかしながら、年間6000人(ジェネレータ交換含む)の患者には認定施設も350近くあり術前術後に可の方の公安委員会への届けがされていない認知不足も一部あると思う。しかしながら、デバイス機器ICD、ペースメーカーも10年前の道交法改正時と違い近年機器の進歩にて遠隔モニタリングシステム、ホームモニタリングシステムが各社導入され、また作動前(除細動)にペーシング及び軽度の電圧にての作動で意識を失う以前に安全が確保されている。心臓基礎疾患による重症者は運転をやめているし診断書は許可されていない。てんかん、糖尿病の無自覚性の低血糖症の投薬、注射だけの患者と意識を失う可能性のある病気と全て同じ文言扱いにするのではなく、デバイス患者のようにデバイスで管理され安全性が確保されている患者とは分類区別することが望ましい。

- ・ 病状申告欄における分かりやすい症状の記載方法について、ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

病気等によってその症状も様々であり、現状の病状申告欄(別添2)に記載されている症状の項目だけでは、申告(選択)が困難な場合があるとの指摘があります。

<回答欄>

一次予防の場合、意識を失ったことはなく、医師から運転を控えるように言われていないICD植込み患者があり得るので、そのような者が、申告できる項目を追加するとよい。

○ 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策について

- ・ 一定の病気等を理由に運転免許を取り消された者が病状の快復後に免許を再取得する場合の負担軽減(再取得時の試験の一部免除、免許の効力停止期間の上限(6月)の延長等)に関する規定を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

現行の運転免許制度においては、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気にかかっている者、認知症である者、又はアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者については、運転免許を拒否し、又は取り消すことができることとされていますが、6月以内にこれらに該当しなくなることが見込まれる場合は、免許を保留し、又は停止することとしています。

しかしながら、一定の病気等に係る運用基準の中には、その回復状況を見極めるために1年以上の発作抑制期間を求めているものがあることから、既に運転免許を受けている者についてそれらの病気にかかる発作が再発した場合、6月以内に取消事由に当たらなくなる見込みはないこととなり、必然的に免許取消処分がなされることとなります。

処分期間が経過すれば自動的に免許の効力が回復される停止処分と異なり、取消処分を受けた者は症状が改善したとしても運転免許の再取得にかかる負担が大きいことが、正しい症状の申告を妨げているとの指摘があります。(別添3「一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策に関する論点」をご参照ください。)

<回答欄>

ルールを遵守している患者については、提案されている規定どおりでよいと考える。ただし、ICD 植込み患者は、その状況が明らかであり、他の意識を失う可能性のある病気とは区別されるべきである。

また、現道交法では180日が限度であるが、届けにより適性検査後さらに病気によりますが180日延長され就職就労のチャンスを与える面でも検討されるべきである。

○ 行政機関と関係者・関係機関との情報共有の在り方について

- ・ 一定の病気等に該当する者が運転免許を有する場合における自己申告以外の把握方法について、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

<現状等>

現行制度においては、運転免許の取得や運転免許証の更新をしようとする際に提出する申請書の様式の中に、過去における意識の消失や発作的な身体のけいれん又は麻痺等の症状の有無、及び病気を理由とした医師による免許の取得等を控える旨の助言の有無について申告を求める記載欄が設けられていますが、一定の病気等に該当する者にとって正しく申告を行うことは、免許の拒否又は取消しに繋がるおそれのある行為であり、中には虚偽の記載をする者が一部存在することが明らかとなっています。

その場合、断続的な症状を呈するこれらの病気は外見上明らかでないことがあるため、通常の免許手続において判別することは困難であり、これらの者を的確に把握するためには、医師等患者の病状を知り得る者が、必要に応じて都道府県公安委員会に届け出ることが極めて有効であると考えられます。(別添4「一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点(自己申告以外の把握方法について)」をご参照ください。)

<回答欄>

医師なら誰でも通報出来るというのは問題だと考える。

該当する病気に詳しい医師のみが通報できるようにしたほうがよい。ICD 関連の医師の場合、認定制度があるため、この認定を受けた医師のみが通報できるようにしたほうがよい。

また、ICD 植込み患者は、他の意識を失う可能性のある病気とは区別されるべきである。

- ・ 一定の病気等に関し、医師等からの通報制度を導入した場合、その運用が医師等によって区々とならないよう、一定の基準を示したガイドラインが必要との声もありますが、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。

(「参考資料」をご参照下さい。)

<回答欄>

内臓疾患と精神疾患と区別してガイドライン作成されるべきである。また、各専門の学会が作成すべきである。

ICD 手帳等へ記載し、確認指導を受けない患者に対して、事前通達し、一定期間後も改善されない場合、公安委員会へ通報されるべきである。

○ 病状が判明するまでの間の取扱いについて

- ・ **一定の病気等の疑いがある場合に、臨時適性検査の結果が判明するまでの間に、暫定的に運転免許の効力を停止する等の規定を整備することについて、どのようにお考えになりますか。ご意見をお聞かせ下さい。**

<現状等>

一定の病気等の疑いがある免許保有者を把握した際、公安委員会は、一般的には、当該運転者に臨時適性検査の通知を行い、同検査の結果、一定の病気等にかかっていることが判明した場合、聴聞等の手続を経て、運転免許の取消し等の処分を行うこととなるため、同処分までに一定の期間を要することから、処分を受けるまでの間に自動車を運転し、重大な交通事故を惹起する虞が指摘されています。

<回答欄>

一定の病気全体ということであれば、やむを得ない。

ただし、ICD 植込み患者の場合、症状の申告率が高く、想定されるような交通事故を起こすことはほとんどない。ICD 植込み患者を規制すると、規制を受けたくないために一次予防を受けない者が増えることが予想される。このような規定を策定したとしても、ICD 植込み患者が実際に適用になることはないと思われる。そのため、当該規定においては「デバイス患者は除く。」と記載してほしい。

○ その他の対策等について

- ・ **上記の他、一定の病気等に係る交通事故を防止するために、有効と思われる制度や対策についてお考えをお聞かせ下さい。**

<回答欄>

① 日本 ICD の会による啓発活動等が行いやすいように、公安委員会へ提出する主治医の診断書の様式を全国統一してほしい。

② 半年に一度の主治医の診断書提出については、経済的負担が大きい。そのため、ICD 手帳（ペースメーカー手帳）を公安委員会に呈示することで症状を確認することとしてほしい。ICD を植え込むと必ず医師から ICD 手帳を交付される。当該 ICD 手帳には、ICD の状況等が記載されている。ここに運転の可否の項目を追加し、医師がこの項目に記載すればよい。

また、意識消失、身体のけいれん、麻痺等のある患者は国民に障害手帳を発行されている。手帳による割引制度など少なくとも 2 年に一度の更新がある。障害手帳に運転の可否の記載をされるべきである。

③ 一次予防患者で 5 年以上またジェネレータ交換後も作動のない患者は半年ごとの公安委員会への届けも 1 年又は 3 年にすることが望ましい。2 次予防患者は現行どおり 6 月ごとの届けが望ましい。

④ 自動二輪については、ICD が作動したときに運転操作を誤ることによる転倒事故の可能性が高いことから、運転を控えさせた方がよい。